

# 車両航送申込書

船積日	年 月 日	船名	はまゆう・SEONG HEE 便
申請者 (運転手)	氏名 (ローマ字)		
	住所		
	電話番号		

車種 ○で囲んでください。	メーカー	
	車名	
乗用車	登録番号	
	初度登録年月 (年式)	
自動二輪	車台番号	
	その他	
その他	型式	

付属品 でチェックしてください。

<input type="checkbox"/> ラジオ (Radio)	<input type="checkbox"/> テーププレーヤー (Tape Player)	<input type="checkbox"/> カーナビゲーション (Car Navigation)
<input type="checkbox"/> ヒーター (Heater)	<input type="checkbox"/> エアコンディショナー (Air Conditioner)	<input type="checkbox"/> その他 (Others) ( )
<input type="checkbox"/> テレビジョン (Television)	<input type="checkbox"/> ETC (Electronic Toll Collection System)	

同乗者氏名(ローマ字) ※同乗者がいる場合のみ記入してください。

1.	6.
2.	7.
3.	8.
4.	9.
5.	10.

※注意: 車両への積込荷物は、お手回り品のみとし、それ以外は別送品手荷物としてお預けください。

裏面、関釜フェリー株式会社運送約款並びに取扱規定を承認のうえ、航送を申込みます。	
申請者の署名	年 月 日
<hr/> <hr/>	
関釜フェリー株式会社 殿	

# 関釜フェリー株式会社運送約款（抄）

第1条（適用範囲）この運送約款は、当社が経営する航路で行なう旅客、手荷物、特殊手荷物及び小荷物の運送並びに自動車の航送に適用されます。

2 この運送約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によります。

3 当社がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約に応じた場合は、その特約によります。

4 旅客及び運送申込人は、前項の場合を除き、この運送約款を承認し、かつ、これに同意したものとみなします。

第2条（定義）

4 この運送約款で「自動車」とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であつて、二輪の自動車以外のものをいいます。

第3条（運送の引受け）（本條、條文一部組替え）

3 当社は、輸送力の範囲内において、（中略）自動車の航送契約の申込みに応じます。ただし、次に掲げる場合は、その申込みを拒絶し、又は契約を解除することがあります。

(1) 第26条各号のいずれかに該当する理由がある場合

(2) （前略）自動車が法令に違反して運行するものである場合

(3) （前略）自動車の積載している物品が下記各号に掲げるものである場合

イ 荷造り若しくは荷札の不完全なもの、破損しやすいもの、臭気を発するもの、不潔なもの又は乗船者他の物品若しくは船舶に危険若しくは迷惑を及ぼすおそれのあるもの

ロ 白金、金その他の貴金属又は貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨董品その他の高価品

ハ 刀剣、銃器、兵器、爆発物その他の危険品

ニ 遺体又は生動物

ホ その他運送に不相当と認められるもの

6 自動車のうち、乗用車については、旅客が自ら携帯輸出入する場合で、かつ、1乗船当り、1名につき1台に限り、航送契約の申込みに応じます。

第4条（内容の申告義務）自動車の積載している物品（以下「手荷物等」という）が、それぞれ前条第2項第2号に該当する場合（中略）は、旅客又は運送申込人は、あらかじめ当社に申告しなければなりません。

2 手荷物等（中略）が、前条第2項第2号ロに掲げる物品である場合は、旅客又は運送申告人が運送の申込みをする際に、その種類及び価格を明示しなければ、当社はその損傷又は滅失について責を負いません。

3 当社は、第1項に該当する物品の運送の申込みに応じる場合は、旅客又は運送申込人に対し、その負担において看守人の添乗、積荷保険の付保、その他必要な措置をとることを要求することができます。

第11条（運賃及び料金の性格）

5 旅客が、下船港において上陸不許可となつて、乗船港に送還される場合、既に收受した下船港までの運賃は払戻しをしません。また、この場合、送還に係る運賃その他の費用は、旅客の負担とします。

第25条（会社の責任）

2 当社は、第4条第2項若しくは第3項又は第7条第2項に該当する場合を除き、（中略）自動車の滅失、毀損等による損害については、その損害の原因となつた事故が、当社の管理下にある間に生じたものである場合は、賠償の責に任じます。ただし、賠償額は下記のとおりとします。

(2) （前略）自動車

その価格、使用年限並びに損害の程度に応じて賠償しますが、その額は、自動車航送船賠償責任保険による損害填補限度額の範囲内とします。

3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しません。

(1) 当社が、船舶に構造上の欠陥及び機能の障害がな

かつたこと並びに当社が事故を防止するために必要な措置をとつたこと又は不可抗力などの理由によりその措置をとることができなかったことを証明した場合

(2) 当社が、第三者又は旅客若しくは運送申込人の、故意若しくは過失により、又は旅客若しくは運送申込人が、この運送約款を守らなかったことにより、当該損害が発生したことを証明した場合

(3) 積み込み時、当社において内容品の確認が困難な積載貨物の損害

(4) 手回り品、その他旅客の保管する物品に生じた滅失、毀損等の損害に対しては、当社に過失がなかったことを証明した場合

4 当社が、事業に関して通知又は催告すべき事項の掲示をした場合において、掲示した日から14日を経過したときは、当該事項は一般に了知されたものとみなします。前項の掲示は、営業所及び船内において行なうものとします。

第26条（運航の中止等）

当社は、次の各号のいずれかに該当する理由がある場合は、予告なしに乗船券等の全部又は一部の発売の停止、予定した船便の発航の中止、発着日時の変更、航行経路の変更、発着港若しくは場所の変更、又は手荷物等、特殊手荷物若しくは自動車の、長さ、容積、重量、種類等の制限の措置をとることがあります。当社は、この場合に生じた一切の損害に対し賠償する責に任じません。

(1) 悪天候、天変地異、その他の不可抗力の発生

(2) 火災、海難、使用船舶の故障、その他の事故の発生

(3) 戦争、暴動、その他これに準ずる事象の発生

(4) 船員、陸員、その他運送のため使用する者の、同盟罷業その他の争議行為の発生

(5) 旅客の疾病又は不法行為

(6) その他法令の規定又は官公署の命令若しくは要求

第27条（旅客及び運送申込人の賠償責任）

旅客又は運送申込人が、その故意若しくは過失により、又はこの運送約款を守らなかったことにより、当社に損害を与えた場合は、当社は、当該旅客又は運送申込人に対し、その損害賠償を求めることが出来ます。

## 誓約書（抄）

（自家用自動車航送申し込み）

1. 本車両を、韓国政府が定める搬出義務期間（原則として90日間）内に、日本向けに自分で搬出すること。
2. 本車両を、韓国において個人的用途以外に使用し、あるいは譲渡、貸与、売却（いずれも部品を含む）等、韓国政府の一時輸入許可条件に違反する行為を絶対しないこと。
3. 車両に対する諸税及び再輸出履行を担保する保証団体の保証書の効力は、誓約者の適法な行為に限られるので、誓約者の違法行為を原因として韓国政府が賦課する関税、物品税等は、制約者において、これを負担すること。
4. 韓国の法規制、その他の事由により、本車両を無人で日本向け搬出された場合は、貨物扱いとしての割増航送運賃のほか、荷役料、保管料を請求されることになるが、これに対して異議を唱えないこと。
5. 前項の場合、遅滞なく、所定の運賃、料金を支払い、車両を引取ること。
6. その他、誓約者の違法行為に起因する、日本国法及び韓国法にもとづく、如何なる身分上及び財産上の処分並びに関釜フェリー、釜関フェリー両者のなす負担要求に対して異議を唱えないこと。
- 7.

※SEONG HEEをご利用の場合は、釜関フェリー株式会社で定めた運送約款によります。